



障害基礎年金の制度的課題と生活問題

特集にあたって

濱畑芳和

障害者の地域生活には、障害を有しながらもノーマルな日常生活を送るための生活基盤を社会的に支えていくことが不可欠である。生活基盤を支えるものとして最も重要であるのが、障害者に対する所得保障である。その柱として位置づけられてきたのが障害基礎年金であるが、各論稿で検討されている制度的問題の諸点をみるならば、現行の障害基礎年金の制度が、障害者の生活基盤を社会的に支えるものとなりえていないことは明らかである。

第1に所得保障の水準がある。障害基礎年金発足当初から低位に抑えられ、現在も据え置かれており、障害者権利条約批准後のあるべき保障水準に照らし、障害者の自立を保障するものになっておらず極めて不十分である。基礎年金制度の立法制定過程における議論を参照すると、そもそも障害者が自立生活を送ることを念頭に置いた保障水準は確保されておらず、家族扶養か生活保護のいずれかに頼らざるをえないことを是認する制度設計であることは、障害者の権利状況が急速に向上した国際動向に背を向けるものである旨、鈴木論文で批判的に検討されている。

第2に、障害年金制度における障害認定の過程に、是正されるべき数々の不合理な要素が含まれていることである。従前から指摘されていた都道府県ごとの認定格差問題もさることながら、2017年に障害認定業務が「障害年金センター」へ一元化された際に浮上した諸問題は、いかに障害認定が障害のある人とその生活実態に目を向けようとはせず、画一的・機械的に対応してきたかを示唆

するものである。さらには認定過程の不透明性もあらわになった。詳細は市川論文、下堂前論文を参照してほしい。

第3に、他の社会手当との併給調整の考え方が不合理であること、とりわけ障害を有しながら子育てをしているひとり親に関して端的に矛盾が現れていることである。仲尾論文で詳述される。

第4に、現行の障害年金制度が障害特性に配慮されておらず、とりわけ精神障害者の生活には不都合であることである。松本報告で浮き彫りになる精神障害者が直面する困難は、障害年金の申請時、年金の金銭管理、不支給になった精神障害者の生活困難など、多岐にわたるものである。

第5に、保険主義の貫徹によって、無年金障害者を生み出すことが制度上不可避な構造にあること、また障害年金に代替する所得保障制度の不備ともあいまって、無年金障害者の生活がきわめて困難な状況に追いやられている実態である。原報告は無年金障害者当事者の生活がいかに困難であるかを告発するものであり、無年金障害者の会・田中報告で紹介される無年金障害者の生活実態調査の結果ともあわせてみると、無年金障害者問題は特別障害給付金制度の創設によって解決したとは決して言えないと改めて痛感する。

本特集を手がかりに、障害者の所得保障のあり方について議論を深め、障害者の権利向上に寄与する国際動向に即した所得水準を保障する障害基礎年金制度へと転換することを、障害者運動の課題としても提起することを願ってやまない。

(立正大学、はまばた よしかず)